

平成 14 年 10 月 15 日

簡易裁判所の事物管轄の拡大について

日本司法書士会連合会

司法書士の簡裁代理に向けての決意

今後、多くの司法書士が簡裁代理権を担う体制を目指す

- ・ 国民の法律家へのアクセスを拡充、業者事件等における国民の権利実現に寄与
- ・ 司法過疎解消への取り組み
- ・ 国民の司法へのアクセスを保障し、市民裁判所としての簡裁の機能充実に対応
- ・ 簡裁における役割を果たすべく、研修等による訴訟代理人としての能力、倫理の向上をはじめとする積極的対応

簡裁：「市民が気軽に利用できる身近な裁判所」

- ・ 地裁の厳格な手続とは異なり、様々な工夫のもとに紛争を解決
- ・ 全国に数多く配置、国民の身近に存在

簡裁の事物管轄拡大の検討について

「司法制度改革」の理念のもとに、今後の簡裁のあり方を含めた裁判所改革の長期計画を展望したうえでの検討

引上げ額の多寡に関わらず、簡裁の機能の充実を考慮した予算等の増加の必要

簡裁の事物管轄拡大の検討において考慮すべき点

簡裁が取り扱う事件は、当事者本人による場合が多く、厳格な手続にとらわれない工夫がなされている

簡裁の特質を活かし、今まで以上に市民間紛争が簡裁で取り扱われるように配慮

国民により身近で利用しやすい裁判所を目指し、市民裁判所としての役割を重視し、拡大する方向での検討

前回の事物管轄見直し以降、社会状況や市民生活が大きく変化している

経済指標の動向等を考慮する際には、こうした状況を反映した見直しが必要

司法制度改革における、今般の事物管轄拡大に関しては、21世紀の簡裁のあり方を十分考慮のうえ、利用者の立場から、簡裁の機能の一層の充実を図るような方向で検討すべきであると考えます。